

認定シンボルの使用及び認定の言及に関する方針

VLAC-VR107:2023

発行日：2023年6月1日

株式会社 電磁環境試験所認定センター
〒106-0041 東京都港区麻布台ノアビル7階

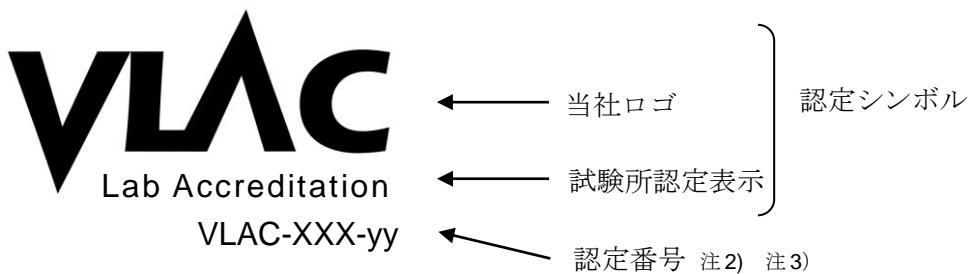
本書は「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されております。私的使用のための複製を除き、本書の全部又は一部につき無断で複製、転載等をされると、著作権等の権利侵害となる場合がありますので、ご注意下さい。

1. 適用範囲

この文書は、ISO/IEC 17011:2017「適合性評価—適合性評価機関の認定をおこなう機関に対する一般要求事項」8.3 項（認定の言及及び認定シンボルの使用）の要求事項 及び VR100A「試験所の認定に関する規定」に基づき、認定シンボルの具体的な運用を規定したものである。この文書は、当社により認定を授与された試験所が当社の認定シンボルを使用する場合の表示方法、適用条件及び認定の言及に関する方針を定める。

2. 認定シンボル

2.1 当社が発行する認定シンボルを図 1 に示す。



[注 1] 認定シンボルの縦横比は 1 : 2 である。認定シンボルを縮小又は拡大して使用する場合は、縦横比を変えないようにすること。

[注 2] 認定シンボルに併記する認定番号(XXX)は、全体のバランスを考慮し併記すること（試験所認定表示と同程度の大きさがよい）

[注 3] 試験所が複数の試験場をもつ場合試験場は、試験場を識別するために付与された枝番(yy)を表示してもよい。

図 1 当社の認定シンボル

2.2 当社は認定番号を除いた認定シンボルの電子ファイルを管理する。

2.3 認定が決定した後、当社より認定番号を含まない認定シンボルの電子ファイルを試験所に提供する。

2.4 試験所が認定シンボルを使用する際は当社から授与された認定番号を併記しなければならない。

（前記 [注 3] 参照）

3. 認定シンボルの使用

3.1 当社により認定を授与された試験所は、本文書の規定に従い当社の認定シンボルを使用することが出来る。

3.2 試験所は、認定シンボルの使用および管理について方針を持たなければならない。

3.3 認定シンボルの使用にあたっては、認定が試験結果や製品を保証しているような誤解を生じないようにすること。

3.4 認定シンボルの使用例を次に示す。

- ・認定範囲の試験を表記する文書
- ・試験所が発行する試験報告書
- ・試験所の広報、宣伝資料（プレゼンテーションスライド、ニュースレター、パンフレット等）
- ・試験所の事務用品（宣伝用粗品、カレンダー、資料フォルダ、ノート、レターヘッド、名刺、見積書、請求書等の業務様式）
- ・展示会等におけるポスター、広告、表示板等
- ・ウェブサイト、電子メール署名等

[注1] 認定を受けた試験所が組織の一部である場合、その試験所以外の部署は認定シンボルを使用できない。

[注2] 組織が複数の試験所をもつ場合、認定シンボルの使用は認定を受けた試験所に限定される。

4. 認定の縮小、一時停止、取り消しがあった場合の認定シンボルの取扱い

4.1 認定の一時停止、取り消しがされた試験所は、認定シンボルの使用を直ちに停止しなければならない。

4.2 認定範囲の縮小が行われた場合、試験所は認定が無効になった範囲に関する認定シンボルの使用を直ちに停止しなければならない。

4.3 当社は認定の一時停止、取り消しにより、認定シンボルの使用を停止した試験所が、確実に使用を停止したことを、Web またはパンフレットなどを積極的に調査し監視する。

5. 認定の言及

5.1 試験所は、ウェブサイト、文書、パンフレット又は広告のような通信媒体により当社から授与された認定に言及する場合、認定を受けている地位の表明に関し下記の要求事項を満たすこと。

(1) 認定に関し、誤解を招く又は許可されていないと当社がみなす、いかなる表明も行わない。言及においては、どの試験が認定されているかを明確に識別すること。

(2) 試験報告書、若しくはそのいかなる部分も、当社が責任を引き受けたかのような誤解を招く方法で認定の言及をしてはならない。又、試験を行ったサンプル或いは製品を当社が認めたかのような印象を与えるような言及をしてはならない。

(3) どのように決定されようと認定の一時停止又は取消しがあった場合は、認定の地位に言及しているすべての広告物の使用を停止する。

(4) 認定されているという事実をもって、製品、プロセス、システム又は要員が当社によって承認されていると暗示するような認定の言及をしないこと。

5.2 試験サンプル、製品又はその一部分に認定の言及を表示してはならない。

6. 本方針への違反についての対処

試験所が本方針に違反した場合、当社は、是正処置の要求、認定の取消し、違反の公表及び必要な場合は法的処置等を講ずる。

7. ILAC-MRA 複合マーク

7.1 試験所は、ILAC 相互承認協定署名者による認定であるという事実を宣伝するために、図2に示す

ILAC-MRA複合マークを試験報告書、試験証明書、レターヘッド、見積書、広告・宣伝、ウェブサイト及びその他の文書類に使用することが出来る。



(a)

(b)

[注1] 当社の認定シンボル部分については図1の注の規定に従うこと。

[注2] ILAC-MRAマークの縦横比は1:1である。縮小又は拡大して使用する場合は、縦横比を変えないこと。

[注3] 横長にする場合は(a)のように当社の認定シンボルをILAC-MRAマークの右側に配置すること。縦長にする場合は(b)のように当社の認定シンボルをILAC-MRAマークの上側に配置すること。

図2 ILAC-MRA複合マーク

7.2 ILAC-MAR複合マークを縮小又は拡大して用いる場合、いずれも図2に示す縦横比でもって作成すること。

7.3 前2項以外に、本文書の**1.から5.**までの関連する規定がILAC-MRA複合マークに関しても適用する。

7.4 ILAC-MRA複合マークを使用する試験所は、マークの使用に関して当社とサプライセンス契約を結ぶこと。

7.5 ILAC-MRA複合マークサプライセンス契約の規定を付属**1**に示す。

[注1] 現在ILACはMAR複合マークのサプライセンス契約を求めていないが、MAR複合マークの適切な使用のために当社は認定試験所に対して引き続きサプライセンス契約を求めている。

本文改定の主な内容 VR107-2023

4.3 認定シンボルの使用停止の確認調査を追加した。



付属 1 ILAC 複合マーク使用に関するサプライセンス

ILAC Laboratory Combined MRA Mark Sub License Agreement

Between the

Name: (株) 電磁環境試験所認定センター

Hereinafter called Sub Licenser

And

Name:

Address:

Hereinafter called Sub Licensee

Dated this day of the month of, year

Preamble

The sub licensor is entitled in a license agreement with the licensor ILAC to use its MRA Mark as shown below



in combination with its own logo hereinafter called "**Combined MRA Mark**".

The sub licensee intends a commercial use of the Laboratory Combined MRA Mark according to the example specified under clause 2.

§ 1 Purpose of Agreement

The Purpose of this Agreement is the use of the ILAC-MRA Mark, as shown above, in combination with the logo of the sub licensor by way of a sub license. Instead of the logo the sub licensee may use a Mark, which accredited laboratories are entitled to use.

The sub licensor declares to be entitled to dispose of the ILAC-MRA Mark right without restraint.

§ 2 Extent of the License

The sub licensor grants the sub licensee the use of the sub licenser's Combined MRA Mark according to § 1 only in combination with the registration number of the sub licensee's accreditation – hereinafter called "**Laboratory Combined MRA Mark**" – on test reports, calibration certificates, pre-printed letterhead, quotations for work, advertisements, websites and other documents in order to demonstrate accreditation by a signatory of the ILAC Arrangement.

The Laboratory Combined MRA Mark shall be used according to the example shown below using the same proportions:



The sub licensee is obliged to present its Laboratory Combined MRA Mark to the sub licensor and shall not use it until receipt of written approval from the sub licensor.

§ 3 Due Diligence

The sub licensee guarantees to use the Laboratory Combined MRA Mark in

accordance with the requirements set forth in this Agreement, and will not use in any way that would harm the reputation of the licensor or sub licensor.

The sub licensor is entitled to observe the use of the Laboratory Combined MRA Mark in the country of the sub licensee.

§ 4 Subject of Rights and Duties

If the sub licensee has not exercised due diligence on the use of the Laboratory Combined MRA Mark, the sub licensor can withdraw immediately the right to use the Laboratory Combined MRA Mark. The sub licensor takes no responsibility for any consequences of withdrawal.

Furthermore, the sub licensor may publish on the sub licensor's web site any violation or infringement, by the sub licensee, of the ILAC Laboratory Combined MRA Mark Sub License Agreement.

If the ILAC Laboratory Combined MRA Mark Sub License Agreement is violated or infringed by a third party or person, the contractual partners will immediately inform each other. They will cooperate in any actions taken against such a third party or person. If the sub licensee decides to institute legal proceedings, written approval from the sub licensor must be obtained.

§ 5 Duties to Claims of Third Parties

Any claim against the sub licensee by a third party or person due to the use of the Laboratory Combined MRA Mark, must be reported immediately to the sub licensor. Approval to take legal proceedings must be requested in writing. In addition this notice provides the opportunity for the sub licensor to take part in any eventual legal action.

All expenses for the legal and extra-judicial actions are the responsibility of the sub licensee.

§ 6 Indemnification

Any damages suffered by the sub licensor due to the sub licensee's misuse of the Laboratory Combined MRA Mark and/or violation or infringement of the ILAC Laboratory Combined MRA Mark Sub License Agreement, the sub licensor can claim monetary indemnification from the sub licensee. The sub licensor will give the sub licensee a written warning of such intended action, to which the sub licensee has three weeks to answer before proceedings will begin against the sub licensee. During this time the sub licensee must take all reasonable steps to restore the situation to compliance with the ILAC Laboratory Combined MRA Mark Sub License Agreement, working in close cooperation with the sub licensor.

§ 7 Termination of Agreement

The Agreement commences on the date of signing and expires with the date of termination of the accreditation of the sub licensee. The Agreement automatically renews on the sub licensee's re accreditation. Termination of accreditation or suspension of longer than six months automatically cancels this ILAC Laboratory Combined MRA Mark Sub License Agreement. During a suspension of less than six months the sub licensee cannot use the Laboratory Combined MRA Mark.

Further, the Agreement can also be terminated due to one of the following:

1. For the sub licensor
 - insolvency
 - liquidation
 - exclusion or suspension from the ILAC MRA

2. For the sub licensee
 - insolvency
 - liquidation
 - expiration of accreditation
 - misuse of the Laboratory Combined MRA Mark

§ 8 Severability Clause

Should some or a part of the clauses of this Agreement become invalid or will become invalid, the validity of the other clauses as well as the Agreement remains in affect. The contractual partners will cooperate in such a way that others will replace invalid clauses, which are agreeable and appropriate to obtain the intended result, provided there is no infringement of statutory regulations.

§ 9 Final Conditions

With the signature of the contractual partners the Agreement becomes legally binding. This Agreement shall not be amended except by written agreement duly executed by the sub licensor and the sub licensee.

All notices, requests, demands and other communications made in connection with this Agreement shall be in writing and shall be deemed to be duly given on the date of delivery, if delivered in person, or upon confirmation of receipt by fax, e-mail or surface mail, direct to the other party.

The contractual partners agree they will make their best efforts to settle amicably, disputes arising from this Agreement. Failing agreement it is expressly understood and agreed that this Agreement shall be deemed to have been made in Japan, and shall be governed by the laws of Japan and the parties agree to submit all disputes, differences arising between the parties in connection with this Agreement or any clause or the construction thereof or the rights duties and liabilities of either party to arbitration in accordance with the laws of Japan.



In witness whereof,

This Agreement is executed as two original copies in English.

Dated this.....day of the month of....., year

.....
Signature on behalf of the Sub Licenser

.....
Name of Signatory

.....
Title/Position

.....
Signature on behalf of the Sub Licensee

.....
Name of Signatory

.....
Title/Position

添付:日本語訳(参考)**序文**

サプライセンス付与者は、ライセンス付与者であるILACとのライセンス契約により、以下に示すMRAマークと自身のロゴマークを組み合わせたマーク(以下、「組合せMRAマーク」という)を使用する権利が与えられている。



サプライセンス取得者による試験所 組合せMRAマークの商業的利用の例は、第2条に示されている。

第1条 契約の目的

この契約の目的は、サプライセンス契約により、サプライセンス取得者が上記ILAC MRAマークを、サプライセンス付与者のロゴと組合せて使用することにある。ロゴの代わりに、認定試験所が使用する権利をもつマークを使ってもよい。

サプライセンス付与者は、MRAマークの権利を自由に処分する権利を与えられていることを宣言する。

第2条 ライセンスの範囲

サプライセンス付与者は、サプライセンス取得者が試験報告書、校正証明書、レターヘッド、見積書、広告、ウェブサイト及びその他の文書にサプライセンス取得者の認定番号と組み合わせて表示する場合に限って(以下認定番号付マークを「試験所組合せMRAマーク」という)サプライセンス取得者に第1条に従った組合せMRAマークの使用の許可を与える。これによりサプライセンス取得者は、ILAC MRAの署名者によって認定されていることを誇示することができる。

試験所組合せMRAマークは、次に示す例と同じ配置比率に従って使用されなければならない。



サプライセンス取得者は、サプライセンス付与者にその試験所組合せMRAマークを提示する義務があり、サプライセンス付与者から書面で認可を与えられるまでそれを使用してはならない。

第3条 注意義務

サプライセンス取得者は、この契約書に規定される要求事項に従って試験所組合せMRAマークを使用することを確約し、且つ、ライセンス付与者又はサプライセンス付与者の評判を傷つけるようなマークの使用を一切行わない。

サプライセンス付与者は、サプライセンス取得者の国における試験所組合せMRAマークの使用を監視する権利がある。

第4条 付帯権利及び義務

サプライセンス取得者が試験所組合せMRAマーク使用に関する注意義務を怠った場合、サプライセンス付与者はMRAマーク使用の権利を即座に取り消すことができる。サプライセンス付与者は、取り消しの結果についていかなる責任も負わない。

さらに、サプライセンス付与者は、自身のウェブサイト上で、サプライセンス取得者による試験所組合せMRAマークサプライセンス契約に対するいかなる違反又は侵害であれ、それを公表することができる。

試験所組合せMRAマークサプライセンス契約が第三者によって妨害又は侵害された場合は、契約当事者はただちに相互に連絡を取り合い、そのような第三者に対して取り得るすべての措置について協力する。サプライセンス取得者が訴訟手続きを起こす場合は、サプライセンス付与者の書面による承認を得なければならない。

第5条 第三者の苦情に対する義務

試験所組合せMRAマークの使用に起因して第三者によりサプライセンス取得者に対して苦情が申し立てられた場合は、ただちにサプライセンス付与者に報告しなければならない。サプライセンス取得者が訴訟手続きを起こす場合は、書面にてサプライセンス付与者の承認を求めなければならない。この承認請求は、サプライセンス付与者が将来訴訟に踏み切る場合、その契機となるものである。すべての裁判費用、裁判外費用は、サプライセンス取得者が負担する。

第6条 賠償

サプライセンス取得者の試験所組合せMRAマークの誤用及び／又はサプライセンス契約の違反若しくは侵害によってサプライセンス付与者が損害を被った場合、サプライセンス付与者はサプライセンス取得者に金銭的補償を請求することができる。サプライセンス付与者は、サプライセンス取得者に対して、そのような措置をとる意図があることを書面にて警告する。この警告に対する回答猶予期間は3週間であり、その間はサプライセンス付与者による措置の開始はない。この期間、サプライセンス取得者は、サプライセンス付与者と密接に協力し、MRAマークサプライセンス契約逸脱状態を修復すべくあらゆる妥当なステップを踏まなければならない。

第7条 契約の終了

この試験所組合せMRAマークサプライセンス契約は、署名の日に発効し、サプライセンス取得者の認定の終了日に失効する。この契約は、サプライセンス取得者の認定更新によって自動的に更新され、認定の終了又は6ヶ月以上の一時停止によって自動的に取り消される。6ヶ月未満の一時停止の場合、この間サプライセンス取得者は試験所組合せMRAマークを使用できない。

さらに、この契約は次の事項のうちの一つによって終了となる。

サプライセンス付与者について

- 破産
- 清算
- ILACMRAからの排除又は一時停止

サプライセンス取得者について

- 破産
- 清算
- 認定の満了
- 試験所組合せMRAマークの誤用

第8条 分離可能条項

万一、本契約の一部の条項が無効になった場合又は無効になることが分かっている場合でも、本契約そのものはもとより、他の条項は有効であり続ける。

両契約当事者は、法的規制違反がないことを条件に、無効な条項を、合意でき、かつ、意図される結果を得るに適切な他の条項で置き換えることについて協力する。

第9条 最終条件

契約当事者の署名によって、この契約は法的拘束力を持つものとなる。この契約は、サプライセンス付与者及びサプライセンス取得者によって正式に署名された書面による合意がなければ修正されることはない。

この契約に関するすべての通知、依頼、要求及び他の連絡は、書面で行われるものとし、直接本人が手渡した場合はその日付をもって、若しくはFAX、eメール又は郵便による受け渡しの場合は受領の確認をもって正式に相手方に送達されたものと見なされる。

契約当事者は、この契約に起因する紛争を友好的に解決するために最大限努力することに同意する。合意に至らない場合、この契約は日本で締結されたとみなされ、日本の法律の適用を受けることが明示的に了解および合意されている。さらに、当事者は、この契約、条項又はその解釈に関連して当事者間で生じたすべての紛争、意見の相違又は双方の当事者の権利、義務及び債務を日本の法律に従った調停に付すべきことが明確に了解及び合意されている。

(注)この契約書の内容は英文を正とする。和文は各条文の理解を助けるためのものであってこの契約書の本文をなすものではない。この契約の履行に際し、この和訳文付き契約書2通それぞれにサプライセンス付与者とサプライセンス取得者が署名し、各々が各1通を保管するものとする。